

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1141001		処分名	利用の許可又は許可事項変更の許可			
区分	申請に対する処分・条例		処分権者	指定管理者			
担当部署	部	文化スポーツ部	課	文化振興課			
根拠規定	鈴鹿市民会館条例					第8条第1項	
基準規定	①	鈴鹿市民会館条例			第9条		
	②	鈴鹿市暴力団排除条例			第9条		
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成30年1月1日	最終更新日	令和7年4月24日	
	非公開該当		未設定理由				
	市民会館の施設及び設備は、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合は、利用許可をすることができません。 (1) 公益又は公安を害し、善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 ・催事の内容が、犯罪又は違法行為の教唆、権利の侵害、人種や信仰等に係る差別を助長するおそれがあると認められる場合 (2) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。 (3) 暴力排除の趣旨に反するおそれがあると認められるとき。 (4) 会館の管理運営上支障があると認められるとき。 ・催事の内容が、騒音、振動、悪臭等を発生させるもので、これらに対する対策が不十分であると認められる場合 ・催事の内容が、利用者、近隣住民等の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合 ・入場者数が施設の収容定員を超過することが予想される等、消防法上危険であると認められる場合 ・催事の内容が、当該催事終了後の清掃、直後の利用に支障を来すおそれがあると認められる場合 ・入館及び退館の時間、特別設備等の設置方法、市民会館の設備及び備品の使用について、施設管理者の指示に従わないおそれがあると認められる場合 (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が利用を不相当と認めるとき。 ○鈴鹿市暴力団排除条例 (公の施設の利用における制限) 第9条 市長若しくは市教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下この条において同じ。)の利用の許可の申請があった場合又は当該公の施設の利用の許可をした場合において、当該利用が暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができる。この場合において、当該不許可又は許可の取消しの処分は、当該公の施設の利用の許可又は許可の取消しについて定める他の条例の規定に基づいてなされた処分とみなす。						
	標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成30年1月1日	最終更新日	令和7年4月24日
		期間	即日				
	聴聞等						
	備考	利用許可の申請の受付開始日は、利用日の1年前の日が属する月の最初の開館日(鈴鹿市民会館条例施行規則第2条第2項)。					

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1141002		処分名	利用料金の還付			
区分	申請に対する処分・条例		処分権者	指定管理者			
担当部署	部	文化スポーツ部		課	文化振興課		
根拠規定	鈴鹿市民会館条例					第12条ただし書	
基準規定	①	鈴鹿市民会館条例施行規則				第7条	
	②						
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月15日	最終更新日	令和7年4月24日	
	非公開該当		未設定理由				
	※ 基準規定(参考)						
	別紙『指定管理者が定めた還付額』による。						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月15日	最終更新日	平成28年9月15日	
	期間	14日以内					
聴聞等							
備考							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1141003	処分名	特別設備等の許可			
区分	申請に対する処分・条例	処分権者	指定管理者			
担当部署	部 文化スポーツ部	課 文化振興課				
根拠規定	鈴鹿市民会館条例			第13条第1項		
基準規定	①					
	②					
	③					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月15日	最終更新日	令和7年4月24日
	非公開該当		未設定理由			
	特別設備等の許可は、次の(1)から(4)までの全てに該当する場合に限り承認することができます。 (1) 市民会館の施設及び設備の利用許可を受けている、又は受けることが見込まれている場合 (2) 市民会館の建物又は附属設備を損傷するおそれがない場合 (3) 市民会館の利用者、出演者、観客その他施設内の全ての者に対して安全が保たれ、危険がない場合 (4) 当該特別設備等の使用後、現状に復することができ、直後の利用に支障を来すおそれがない場合					
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月15日	最終更新日	平成28年9月15日
	期間	即日				
聴聞等						
備考						

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1141004	処分名	利用の許可又は許可事項変更の許可			
区分	申請に対する処分・条例	処分権者	指定管理者			
担当部署	部 文化スポーツ部	課 文化振興課				
根拠規定	鈴鹿市文化会館条例			第8条第1項		
基準規定	①	鈴鹿市文化会館条例			第9条	
	②	鈴鹿市暴力団排除条例			第9条	
	③					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	令和7年4月24日	最終更新日	令和7年4月24日
	非公開該当		未設定理由			
	文化会館の施設及び設備は、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する場合は、利用許可をすることができません。					
	(1) 公益又は公安を害し、善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 ・催事の内容が、犯罪又は違法行為の教唆、権利の侵害、人種や信仰等に係る差別を助長するおそれがあると認められる場合					
	(2) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。					
	(3) 暴力排除の趣旨に反するおそれがあると認められるとき。					
	(4) 会館の管理運営上支障があると認められるとき。 ・催事の内容が、騒音、振動、悪臭等を発生させるもので、これらに対する対策が不十分であると認められる場合 ・催事の内容が、利用者、近隣住民等の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合					
	・入場者数が施設の収容定員を超過することが予想される等、消防法上危険であると認められる場合 ・催事の内容が、当該催事終了後の清掃、直後の利用に支障を来すおそれがあると認められる場合 ・入館及び退館の時間、特別設備等の設置方法、文化会館の設備及び備品の使用について、施設管理者の指示に従わないおそれがあると認められる場合					
	(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が利用を不相当と認めるとき。					
	○鈴鹿市暴力団排除条例 (公の施設の利用における制限) 第9条 市長若しくは市教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下この条において同じ。)の利用の許可の申請があった場合又は当該公の施設の利用の許可をした場合において、当該利用が暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができる。この場合において、当該不許可又は許可の取消しの処分は、当該公の施設の利用の許可又は許可の取消しについて定める他の条例の規定に基づいてなされた処分とみなす。					
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月15日	最終更新日	平成28年9月15日
	期間	即日				
聴聞等						
備考	利用許可の申請の受付開始日は、けやきホールにあっては利用日の12月前の日が属する月、けやきホール以外の施設にあっては利用日の2月前又は3月前の日が属する月の最初の開館日(鈴鹿市文化会館条例施行規則別表第1)					

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1141005		処分名	利用料金の減免			
区分	申請に対する処分・条例		処分権者	指定管理者			
担当部署	部	文化スポーツ部	課	文化振興課			
根拠規定	鈴鹿市文化会館条例					第12条第4項	
基準規定	①	鈴鹿市文化会館条例					第12条第4項
	②						
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	令和7年4月24日	最終更新日	令和7年4月24日	
	非公開該当		未設定理由				
	※ 基準規定(参考)						
	(利用料金) 第12条 略 2 略 3 略 4 指定管理者は、災害その他特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。 ・「災害その他特別の理由があると認めるとき」とは、災害その他緊急事態の発生により文化会館を利用することができない、又は利用することが困難であると認める場合をいう。						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月15日	最終更新日	平成28年9月15日	
	期間	10日以内					
聴聞等							
備考							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1141006		処分名	利用料金の還付			
区分	申請に対する処分・条例		処分権者	指定管理者			
担当部署	部	文化スポーツ部		課	文化振興課		
根拠規定	鈴鹿市文化会館条例					第13条ただし書	
基準規定	①	鈴鹿市文化会館条例施行規則				第8条、別表第3	
	②						
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月15日	最終更新日	令和7年4月24日	
	非公開該当		未設定理由				
	※ 基準規定(参考)						
	別紙『指定管理者が定めた還付額』による。						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月15日	最終更新日	平成28年9月15日	
	期間	14日以内					
聴聞等							
備考							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1141007	処分名	特別設備等の許可			
区分	申請に対する処分・条例	処分権者	指定管理者			
担当部署	部 文化スポーツ部	課 文化振興課				
根拠規定	鈴鹿市文化会館条例			第14条第1項		
基準規定	①					
	②					
	③					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	令和7年4月24日	最終更新日	令和7年4月24日
	非公開該当		未設定理由			
	特別設備等の許可は、次の(1)から(4)までの全てに該当する場合に限り承認することができます。					
	(1) 文化会館の施設及び設備の利用許可を受けている、又は受けることが見込まれている場合					
	(2) 文化会館の建物又は附属設備を損傷するおそれがない場合					
(3) 文化会館の利用者、出演者、観客その他施設内の全ての者に対して安全が保たれ、危険がない場合						
(4) 当該特別設備等の使用後、現状に復することができ、直後の利用に支障を来すおそれがない場合						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月15日	最終更新日	平成28年9月15日
	期間	即日				
聴聞等						
備考						

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1141008		処分名	利用料金の減免			
区分	申請に対する処分・条例		処分権者	指定管理者			
担当部署	部	文化スポーツ部		課	文化振興課		
根拠規定	鈴鹿市民会館条例					第11条第4項	
基準規定	①	鈴鹿市民会館条例					第11条第4項
	②						
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	令和7年4月24日		最終更新日	令和7年4月24日
	非公開該当		未設定理由				
	※ 基準規定(参考)						
	鈴鹿市民会館条例 (利用料金) 第11条 略 2 略 3 略 4 指定管理者は、災害その他特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。 ・「災害その他特別の理由があると認めるとき」とは、災害その他緊急事態の発生により市民会館を利用することができない、又は利用することが困難であると認める場合をいう。 5 略						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	令和7年4月24日		最終更新日	令和7年4月24日
	期間	10日以内					
聴聞等							
備考							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1142001		処分名	使用の許可			
区分	申請に対する処分・条例		処分権者	指定管理者			
担当部署	部	文化スポーツ部	課	文化財課			
根拠規定	佐佐木信綱記念館条例					第5条第1項	
基準規定	①	佐佐木信綱記念館条例			第7条第1項		
	②	鈴鹿市暴力団排除条例			第9条		
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月14日	最終更新日	平成28年9月14日	
	非公開該当		未設定理由				
	○佐佐木信綱記念館条例 (許可の基準) 第7条 指定管理者は、第5条第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該施設等の使用(以下「使用」という。)を許可しないものとする。 (1) 公益又は公安を害し、善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (2) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。 (3) 寄附金品を募集し、又は物品を販売するおそれがあるとき。 (4) 管理運営上支障を来すおそれがあるとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が使用を不相当と認めたとき。						
	○鈴鹿市暴力団排除条例 (公の施設の利用における制限) 第9条 市長若しくは市教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下この条において同じ。)の利用の許可の申請があった場合又は当該公の施設の利用の許可をした場合において、当該利用が暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができる。この場合において、当該不許可又は許可の取消しの処分は、当該公の施設の利用の許可又は許可の取消しについて定める他の条例の規定に基づいてなされた処分とみなす。						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月14日	最終更新日	平成28年9月14日	
	期間	即日					
聴聞等							
備考	使用日の30日前から申請(規則2条2項)						

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1142002		処分名	資料の特別利用の許可			
区分	申請に対する処分・条例		処分権者	教育委員会			
担当部署	部	文化スポーツ部	課	文化財課			
根拠規定	佐佐木信綱記念館条例					第6条第1項	
基準規定	①	佐佐木信綱記念館条例			第7条		
	②	佐佐木信綱記念館条例施行規則			第4条第1項		
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月14日	最終更新日	平成28年9月14日	
	非公開該当		未設定理由				
	○佐佐木信綱記念館条例 (許可の基準) 第7条 指定管理者は、第5条第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該施設等の使用(以下「使用」という。)を許可しないものとする。 (1) 公益又は公安を害し、善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (2) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。 (3) 寄附金品を募集し、又は物品を販売するおそれがあるとき。 (4) 管理運営上支障を来すおそれがあるとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が使用を不相当と認めたとき。 2 前項の規定は、前条第1項の許可に準用する。この場合において、前項第2号中「施設等」とあるのは「資料」と、同項第5号中「指定管理者が使用」とあるのは、「教育委員会が資料の特別利用」と読み替えるものとする。						
	○佐佐木信綱記念館条例施行規則 (資料の特別利用) 第4条 条例第6条の規定による許可を受けようとする者は、佐佐木信綱記念館特別利用許可申請書(第3号様式)を教育委員会に提出しなければならない。 2 略						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月14日	最終更新日	平成28年9月14日	
	期間	3日以内					
聴聞等							
備考							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1142003	処分名	使用料の減免			
区分	申請に対する処分・条例	処分権者	教育委員会			
担当部署	部 文化スポーツ部	課 文化財課				
根拠規定	佐佐木信綱記念館条例				第9条第2項	
基準規定	①	佐佐木信綱記念館条例			第9条第2項	
	②					
	③					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成30年10月23日	最終更新日	平成30年10月23日
	非公開該当		未設定理由			
	○佐佐木信綱記念館条例 (使用料) 第9条 略 2 教育委員会は、特別の理由があると認めたときは、前項の使用料を減免することができる。 3 略					
	次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額又は免除することができる。 (1) 他の地方公共団体その他公共団体(以下「他の地方公共団体等」という。)若しくは国又は公共的団体等において、公用又は公共用(以下「公用等」という。)に供するため使用するとき。 (2) 市の指導監督を受け、市の事務若しくは事業を補佐し、又は代行する団体において補佐し、又は代行する事務若しくは事業の用に供するため使用するとき。 (3) 佐佐木信綱博士の業績を顕彰し、本市における市民の文化及び教養の向上並びに研究の用に供するため使用するとき。 (4) 地震、火災、水害等の災害により、資料館の講座室又は和室及びそれらの附属施設の使用の許可を受けた者が当該施設を使用の目的に供しがたいと認められるとき。					
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成30年10月23日	最終更新日	平成30年10月23日
	期間	即日				
聴聞等						
備考						

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1142004		処分名	使用料の還付		
区分	申請に対する処分・条例		処分権者	教育委員会		
担当部署	部	文化スポーツ部		課	文化財課	
根拠規定	佐佐木信綱記念館条例				第10条	
基準規定	①	佐佐木信綱記念館条例施行規則			第10条第1項	
	②					
	③					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月14日	最終更新日	平成33年3月31日
	非公開該当		未設定理由			
	○佐佐木信綱記念館条例施行規則 (使用料の還付) 第10条 条例第10条ただし書の規定により還付する額は、次のとおりとする。 表 以下					
	第10条表の還付区分及び還付額					
	・災害その他使用者の責任によらない事由により、使用することができないとき 全額 ・使用日の10日前までに第5条第2項の規定により使用の中止が許可された場合において、請求書教育委員会が認めたとき 全額 ・第5条第2項の規定により使用の変更が許可され、既納使用料に過納金が生じた場合において教育委員会が認めたとき 過納金の全額					
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月14日	最終更新日	平成28年9月14日
	期間	14日以内				
聴聞等						
備考						

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1142005		処分名	使用許可の変更許可			
区分	申請に対する処分・条例		処分権者	指定管理者			
担当部署	部	文化スポーツ部	課	文化財課			
根拠規定	佐佐木信綱記念館条例施行規則					第5条第1項	
基準規定	①	佐佐木信綱記念館条例施行規則			第5条第1項		
	②	佐佐木信綱記念館条例施行			第7条		
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月14日	最終更新日	平成33年3月31日	
	非公開該当		未設定理由				
	○佐佐木信綱記念館条例施行規則 (使用許可の変更) 第5条 条例第9条に規定する使用者(以下「使用者」という。)が許可を受けた事項を変更しようとするとき又は許可を受けた使用の中止をしようとするときは、佐佐木信綱記念館使用許可変更・中止申請書(第5号様式)に当該許可に係る許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。 2 略 ○佐佐木信綱記念館条例 (許可の基準) 第7条 指定管理者は、第5条第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該施設等の使用(以下「使用」という。)を許可しないものとする。 (1) 公益又は公安を害し、善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (2) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。 (3) 寄附金品を募集し、又は物品を販売するおそれがあるとき。 (4) 管理運営上支障を来すおそれがあるとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、偽りその他不正の行為により許可を受けようとする等、指定管理者が使用を不相当と認めたとき。 (審査基準)変更後の日程が利用可能な日であるかどうか、人数が使用可能な人数であるかどうか。						
	標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月14日	最終更新日	平成28年9月14日
		期間	3日以内				
聴聞等							
備考							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1142006		処分名	特別利用許可の変更許可			
区分	申請に対する処分・条例		処分権者	教育委員会			
担当部署	部	文化スポーツ部	課	文化財課			
根拠規定	佐佐木信綱記念館条例施行規則					第6条第1項	
基準規定	①	佐佐木信綱記念館条例施行規則			第6条第1項		
	②	佐佐木信綱記念館条例			第7条		
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月14日	最終更新日	平成33年3月31日	
	非公開該当		未設定理由				
	○佐佐木信綱記念館条例施行規則 (特別利用許可の変更) 第6条 条例第11条に規定する利用者(以下「利用者」という。)が許可を受けた事項を変更しようとするとき又は許可を受けた特別利用の中止をしようとするときは、佐佐木信綱記念館特別利用許可変更・中止申請書(第7号様式)に当該許可に係る許可書を添えて教育委員会に提出しなければならない。 2 略 ○佐佐木信綱記念館条例 (許可の基準) 第7条 指定管理者は、第5条第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該施設等の使用(以下「使用」という。)を許可しないものとする。 (1) 公益又は公安を害し、善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (2) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。 (3) 寄附金品を募集し、又は物品を販売するおそれがあるとき。 (4) 管理運営上支障を来すおそれがあるとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、偽りその他不正の行為により許可を受けようとする等、指定管理者が使用を不適当と認めたとき。 (審査基準)変更後の日程が利用可能な日であるかどうか、人数が使用可能な人数であるかどうか。						
	標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月14日	最終更新日	平成28年9月14日
		期間	3日以内				
聴聞等							
備考							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1142008		処分名	資料の閲覧又は利用の許可				
区分	申請に対する処分・条例	処分権者	教育委員会					
担当部署	部	文化スポーツ部	課	文化財課				
根拠規定	鈴鹿市資料館条例				第9条第1項			
基準規定	①	鈴鹿市資料館条例施行規則			第2条第1項			
	②	鈴鹿市暴力団排除条例			第9条			
	③							
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月14日	最終更新日	平成28年9月14日		
	非公開該当		未設定理由					
	○鈴鹿市資料館条例施行規則 (閲覧又は利用の申請等) 第2条 条例第9条第1項の許可を受けようとするものは、郷土の考古、歴史、民俗等に関する資料(以下「郷土資料」という。)を閲覧する場合にあつては鈴鹿市資料館郷土資料閲覧申請書(第1号様式)を、郷土資料を利用する場合にあつては鈴鹿市資料館郷土資料利用申請書(第2号様式)を鈴鹿市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。 2 略 ○鈴鹿市暴力団排除条例 (公の施設の利用における制限) 第9条 市長若しくは市教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により指定された法人その他の団体は、市が設置した公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下この条において同じ。)の利用の許可の申請があつた場合又は当該公の施設の利用の許可をした場合において、当該利用が暴力団を利することとなると認めるときは、当該利用を許可せず、又は当該利用の許可を取り消すことができる。この場合において、当該不許可又は許可の取消しの処分は、当該公の施設の利用の許可又は許可の取消しについて定める他の条例の規定に基づいてなされた処分とみなす。							
	標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月14日	最終更新日	平成28年9月14日	
		期間	3日以内					
聴聞等								
備考	資料館の管理は指定管理者によるが、資料の利用許可等は教育委員会による。							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1142009		処分名	資料の貸出しの許可			
区分	申請に対する処分・条例		処分権者	教育委員会			
担当部署	部	文化スポーツ部		課	文化財課		
根拠規定	鈴鹿市資料館条例					第11条	
基準規定	①	鈴鹿市資料館条例					第11条
	②						
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月14日		最終更新日	平成28年9月14日
	非公開該当		未設定理由				
	○鈴鹿市資料館条例 (資料の貸出し) 第11条 郷土資料の貸出しは、行わない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めたときは、この限りでない。						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月14日		最終更新日	平成28年9月14日
	期間	3日以内					
聴聞等							
備考	資料館の管理は指定管理者によるが、資料の利用許可等は教育委員会による。						

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1142010		処分名	施設の使用の許可又は使用変更の許可			
区分	申請に対する処分・条例		処分権者	市長			
担当部署	部	文化スポーツ部		課	文化財課		
根拠規定	鈴鹿市考古博物館条例					第6条第1項	
基準規定	①	鈴鹿市考古博物館条例					第7条第1項
	②						
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月14日		最終更新日	令和7年9月5日
	非公開該当		未設定理由				
	○鈴鹿市考古博物館条例 第7条 市長は、鈴鹿市考古博物館条例第6条第1項又は第2項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしないことができる。 (1) 偽りその他不正の行為により許可を受けようとするとき。 (2) 前号に掲げるもののほか、鈴鹿市考古博物館の管理上支障を来すおそれのあるとき。 →具体例として、音、におい、振動等により他の使用者等に耐え難い苦痛をもたらすような行為を伴う事業のために使用しようとするとき。						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月14日		最終更新日	平成28年9月14日
	期間	7日以内					
聴聞等							
備考							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1142011		処分名	特別利用の許可			
区分	申請に対する処分・条例		処分権者	市長			
担当部署	部	文化スポーツ部		課	文化財課		
根拠規定	鈴鹿市考古博物館条例					第6条第2項	
基準規定	①	鈴鹿市考古博物館条例					第7条第1項
	②						
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成30年5月8日		最終更新日	令和7年9月5日
	非公開該当		未設定理由				
	○鈴鹿市考古博物館条例 第7条 市長は、鈴鹿市考古博物館条例第6条第1項又は第2項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしないことができる。 (1) 偽りその他不正の行為により許可を受けようとするとき。 (2) 前号に掲げるもののほか、鈴鹿市考古博物館の管理上支障を来すおそれのあるとき。 ○鈴鹿市考古博物館条例第6条第2項の学術研究等の基準は、次のとおりとする。 (1) 考古学の学術研究の成果を学術雑誌等へ発表する場合 (2) 考古学の学術研究の成果を電子媒体に載せる場合 (3) 営利又は非営利目的を問わず、博物館資料に係る印刷物を頒布する場合 (4) 実測、採拓及び撮影等の目的で博物館資料に直接触れる行為が必要な場合						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成30年5月8日		最終更新日	平成30年5月8日
	期間	7日以内					
聴聞等							
備考							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1142013		処分名	使用料の免除			
区分	申請に対する処分・条例		処分権者	市長			
担当部署	部	文化スポーツ部	課	文化財課			
根拠規定	鈴鹿市考古博物館条例					第10条	
基準規定	①	鈴鹿市考古博物館条例施行規則				第14条	
	②						
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月14日	最終更新日	令和7年9月5日	
	非公開該当		未設定理由				
	○鈴鹿市考古博物館条例施行規則 第14条 鈴鹿市考古博物館条例第10条の規定により使用料を免除することができる場合は、次のとおりとする。 (1) 市が主催する事業のために使用する場合 (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の規定による学校(以下「学校」という。)が教育活動の場として使用する場合 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める場合						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月14日	最終更新日	平成28年9月14日	
	期間	7日以内					
聴聞等							
備考							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1142014	処分名	観覧料の免除			
区分	申請に対する処分・条例	処分権者	市長			
担当部署	部 文化スポーツ部	課 文化財課				
根拠規定	鈴鹿市考古博物館条例				第10条	
基準規定	①	鈴鹿市考古博物館条例施行規則			第13条	
	②					
	③					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月14日	最終更新日	令和7年9月5日
	非公開該当		未設定理由			
	○鈴鹿市考古博物館条例施行規則 第13条 鈴鹿市考古博物館条例第10条の規定により観覧料を免除することができる場合は、次のとおりとする。 (1) 教育課程に基づく教育活動の一環として学生、中学生、小学生及びその引率者が観覧する場合 (2) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている者及びその介護者が観覧する場合 (3) 高齢者(70歳以上)が観覧する場合 (4) 博物館が開催する博物館資料に関する講演会、講習会、研究会等に参加する場合 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める場合 2 観覧料の免除を受けようとする者は、鈴鹿市考古博物館観覧料免除申請書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、身体障害者等が身体障害者手帳等を提示した場合、又は市長が提出を要しないと認めた場合は、この限りでない。					
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月14日	最終更新日	平成28年9月14日
	期間	即日				
聴聞等						
備考						

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1142015	処分名	資料の貸出の許可			
区分	申請に対する処分・条例	処分権者	市長			
担当部署	部 文化スポーツ部	課 文化財課				
根拠規定	鈴鹿市考古博物館条例				第11条	
基準規定	①	鈴鹿市考古博物館条例施行規則			第15条	
	②					
	③					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月14日	最終更新日	令和7年9月5日
	非公開該当		未設定理由			
	○鈴鹿市考古博物館条例施行規則 第15条 鈴鹿市考古博物館条例第11条の規定により博物館資料を貸出しすることができる者は、次に掲げる者とする。 (1) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館及び同法第31条第1項の博物館に相当する施設を設置する者 (2) 国及び地方公共団体 (3) 学校を設置する者 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者 2 博物館資料の貸出しを受けようとする者は、鈴鹿市考古博物館資料貸出許可申請書(第9号様式)を市長に提出し、その許可を受けなければならない。この場合において、当該博物館資料が博物館に寄託された資料(以下「寄託資料」という。)であるときは、当該寄託をした者(以下「寄託者」という。)の承諾書を添付しなければならない。					
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成28年9月14日	最終更新日	平成28年9月14日
	期間	7日以内				
聴聞等						
備考						

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1143001		処分名	使用の許可			
区分	申請に対する処分・条例		処分権者	その他		市長又は指定管理者	
担当部署	部	文化スポーツ部		課	スポーツ課		
根拠規定	鈴鹿市運動施設の設置及び管理に関する条例					第3条第1項	
基準規定	①	鈴鹿市運動施設の設置及び管理に関する条例			第4条		
	②	鈴鹿市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則			第2条, 第3条第1項, 第4条, 第5条, 第6条		
	③	鈴鹿市暴力団排除条例			第9条		
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年3月25日	
	非公開該当		未設定理由				
	別紙「1143001」による						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年3月25日	
	期間	即日					
聴聞等							
備考							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1143002		処分名	特別設備等の許可			
区分	申請に対する処分・条例	処分権者	その他	市長又は指定管理者			
担当部署	部	文化スポーツ部	課	スポーツ課			
根拠規定	鈴鹿市運動施設の設置及び管理に関する条例				第8条第1項		
基準規定	①	鈴鹿市運動施設の設置及び管理に関する条例			第8条		
	②						
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年3月25日	
	非公開該当		未設定理由				
	(特別設備等の制限)						
	第8条 使用者は、運動施設に特別の設備等を設置しようとするときは、使用申請と同時にその旨を申請し、運動施設(指定運動施設を除く。)にあつては市長、指定運動施設にあつては指定管理者の許可を受けなければならない。 2 市長又は指定管理者は、特に必要があると認めるときは、使用者の負担においてその設備等を設置させることができる。 (特別な設備がないと行えない競技やイベントを実施するとき、もしくは特別な設備を設置することで利用者の利便性につながるとき。)						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成26年3月1日	最終更新日	令和3年3月25日	
	期間	即日					
聴聞等							
備考							

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1143003	処分名	許可事項変更の許可			
区分	申請に対する処分・条例	処分権者	その他	市長又は指定管理者		
担当部署	部 文化スポーツ部	課	スポーツ課			
根拠規定	鈴鹿市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則			第7条		
基準規定	①	鈴鹿市運動施設の設置及び管理に関する条例施行規則			第7条	
	②					
	③					
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成28年4月1日	最終更新日	令和3年3月25日
	非公開該当		未設定理由			
	(使用の変更及び取消し)					
	第7条 第3条第1項の規定により許可書の交付を受けた者が、許可された事項を変更し、又は取り消そうとするときは、速やかに、運動施設使用変更(取消し)許可申請書(第6号様式)に当該許可書を添えて、市長又は指定管理者に提出しなければならない。 2 市長又は指定管理者は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、運動施設使用変更(取消し)許可書(第7号様式)を当該申請をした者に交付するものとする。 【申請内容について】 ・運動施設使用変更(取消し)許可申請書の記入に不備はないか。 ・使用許可書が添付されているか。 ・変更(取消し)の理由が適当か。(例:天候不順のため)					
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成28年4月1日	最終更新日	令和3年3月25日
	期間	即日				
聴聞等						
備考						

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1144001	処分名	図書館施設の使用の許可等				
区分	申請に対する処分・条例	処分権者	市長				
担当部署	部 文化スポーツ部	課	図書館				
根拠規定	鈴鹿市立図書館条例				第5条		
基準規定	①	鈴鹿市立図書館条例			第4条、第6条		
	②	鈴鹿市暴力団排除条例			第9条		
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	平成27年4月1日	最終更新日	令和7年9月3日	
	非公開該当		未設定理由				
	使用の許可の基準は以下のとおりとする。 ○鈴鹿市立図書館 次のいずれかの事業を行うものであること。 (1) 図書館の運営等に寄与する事業 (2) 学校教育、社会教育等に関する事業で市長が必要と認めた事業 ⇒具体例として、学校図書館協議会 ○鈴鹿市立図書館江島分館 次のいずれかの事業を行うものであること。 (1) 図書館の運営等に寄与する事業 (2) 学校教育、社会教育等に関する事業で市長が必要と認めた事業 (3) 芸術及び文化の振興のための事業 (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、市長が必要と認めた事業 ⇒具体例として、地元自治会の会合						
	以上の規定にかかわらず、市長は、使用の許可を受けようとする者が以下の基準のいずれかに該当するときは、図書館の施設の使用を許可しないものとする。 (1) 暴力団(鈴鹿市暴力団排除条例(平成23年鈴鹿市条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)を利することとなると認めるとき。 (2) 公益又は公安を害し、善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。 ⇒具体例として、使用の許可を受けようとする者が、過去に館内利用者に対する暴力行為を行っており、再度の暴力行為を行う蓋然性が著しく高いと認められるとき。 (3) 主として物品の販売その他これに類する行為を行うと認めるとき。 (4) 図書館の施設(設備を含む。以下同じ。)を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。 (5) 管理運営上支障を来すおそれがあると認めるとき。 ⇒具体例として、使用の許可を受けようとする者が、過去に故意に館内設備を破損させており、再度の同様の行為を行う蓋然性が著しく高いと認められるとき。 (6) 鈴鹿市立図書館条例又はこれに基づく規則に違反すると認めるとき。 (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。 ⇒具体例として、営利法人の会議						
	標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	平成27年4月1日	最終更新日	令和7年9月3日
		期間	7日間				
	聴聞等						
	備考						

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間 個票

処分ID	1144002		処分名	使用料の還付			
区分	申請に対する処分・条例		処分権者	市長			
担当部署	部	文化スポーツ部		課	図書館		
根拠規定	鈴鹿市立図書館条例					第8条	
基準規定	①	鈴鹿市立図書館条例					第8条
	②						
	③						
審査基準	設定の有無	有	当初設定日	令和3年3月24日		最終更新日	令和7年9月3日
	非公開該当		未設定理由				
	既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が鈴鹿市立図書館が災害等により休館の判断をした場合など特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。						
標準処理期間	設定の有無	有	当初設定日	令和3年3月24日		最終更新日	令和3年3月24日
	期間	1月以内					
聴聞等							
備考							